

資料「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver.2.2案）に対するパブリックコメント に対して提出された意見要旨と、意見に対する日本 IT 団体連盟 情報銀行推進委員会の考え方の要旨  
 （意見募集期間：2022年10月7日から2022年10月20日）

No	意見対象	該当箇所		提出されたご意見	日本 IT 団体連盟 情報銀行推進委員会の考え方	提出意見を踏 まえた修正の 有無
		頁	目次等			
1	「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver.2.2案）	10、 11	3.申請・認定フロー	<p>コロナ禍の影響により、リモートでの打合せが一般的になりつつありますが、審査担当の方と対面で対話や相談できる機会を設けていただくことは可能でしょうか。</p> <p>事前申請ミーティングやキックオフミーティングが、その機会に相当するのでしょうか。</p>	<p>審査担当との対面でのお打ち合わせは、新型コロナウイルスの影響が落ち着いている現在是对応可能です。ただし審査担当との対話や面談の機会については、原則、本申請手続き終了後の「キックオフミーティング」及び、書類審査期間内となります。</p> <p>（本申請手続き終了前でも、認定事務局経由であれば審査担当に照会することは可能です）</p> <p>本パブリックコメントで公開した「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver.2.2案）において、本申請手続き前の「事前申請ミーティング」においても審査担当が出席することになっておりましたが、誤りでしたので訂正させていただきます。</p>	有
2	「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver.2.2案）	9	（2）事業で扱うデータの種類	<p>”認定の対象とする事業において取扱可能である個人情報には、要配慮個人情報は含まない。”とありますが、将来的には含まれる可能性はあるのでしょうか。</p>	<p>令和4年10月3日(月)に行われた、総務省・経済産業省の「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会（第23回）」において、総務省より「健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて、令和4年度中を目途に結論を得ることを目標に、検討を行う」旨の報告がありました。</p> <p>この検討結果を踏まえ、要すれば、指針の見直し等が行われるものと思われ ます。</p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000839476.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000839476.pdf</a></p> <p>IT 連盟の「情報銀行」認定申請ガイドブック等の認定基準は、指針の見直し等が行われた場合、指針の見直し後に改訂を行い公開する予定です。</p>	無